

第四十四回帝國議會
衆議院

供託法中改正法律案委員會會議錄(筆記)第一回

委員會成立

本委員ハ大正十年三月八日議長ノ指名ヲ以テ左ノ
通り選定セラレタリ

西村 正則君 穴水 要七君 岩崎幸治郎君

大石 大君 久木田 叶君 横山勝太郎君

野呂丈太郎君 木槍三四郎君 高草美代藏君

同月九日午後一時三十分委員長理事互選ノ爲各委
員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

西村 正則君 穴水 要七君 岩崎幸治郎君

久木田 叶君 野呂丈太郎君 木槍三四郎君

高草美代藏君

年長者西村正則君投票管理者トナル

○投票管理者(西村正則君)ハ委員長及理事ノ互選
ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○岩崎幸治郎君ハ投票ヲ用キス西村正則君ヲ委員
長ニ、横山勝太郎君ヲ理事ニ推薦スヘシトノ意見ヲ
提出ス

○投票管理者(西村正則君)ハ岩崎君ノ意見ニ異議
ナキヲ認メ自己ハ委員長ニ横山勝太郎君ハ理事ニ
當選シタル旨ヲ宣告ス

○委員長(西村正則君)ハ引續キ會議ヲ開クヘキ旨
ヲ宣告ス

會議

出席政府委員左ノ如シ

司法次官 鈴木喜三郎君

司法省民事局長 山内權三郎君

司法省刑事局長 豐島 直通君

司法省監獄局長 谷田 三郎君

司法書記官 近藤 三郎君

司法省參事官 池田寅二郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

供託法中改正法律案

○委員長(西村正則君) ツレデハ開會致シマス

○山内政府委員 御承知ノ通りニ會計法ノ規定ニ

依リマシテ金庫制度ヲ廢スルト云フコトニナッテ
居リマス、從來銀行ニ於テ取扱ヒ來リマシタル供託
事務ヲ取扱フ一、官廳ヲ造ラナケレバナラヌト云
フコトニ相成ツテ居リマス、即チ爰ニ供託局ト云フ
モノヲ造リマシテ、供託局ヲシテ供託ノ事務ヲ取
扱ハシメントスルノデアリマス、此供託局ノ取扱
ヒマス、供託事務ハ、是ハ一ノ行政事務ト致シマシ
テ、供託ヲ受入レル、又供託品ヲ保管スルト云フコ
トヲ取扱フコトニスルノデアリマス、事柄ハ司法
ニ餘程關係ヲ持ツテ居ルノデアリマス、或ハ民事訴
訟法ノ關係ナリ、或ハ民法ノ關係ナリ、兎ニ角司法
事務ニ關係ガ深イ、ツレ故丁度戶籍事務ヲ市町村
ノ行政事務ニシテ之ヲ裁判所長ガ監督スルガ如
ク、ツレト同ジ意味ニ於テ供託事務モ司法行政ノ
監督トシテ、裁判所長ガ之ヲ監督シテ行カウト云
フコトニナルノデス、ツレカラ又丁度戶籍事務ニ
就テ戶籍吏ノ處分ニ對シテ不服アル者ハ抗告スル
途ガアルト同様ニ是モ司法事務ニ關スル事デアリ
マスカラ、是ハ裁判所ニ於テ抗告ヲ受ケテ、若シ誤
タ供託處分ニ就テハ、適當ニ正シテ行クト云フ主
義ヲ執リマシタ、其抗告ノ手續ハ稍詳細ニ互ツテ
居リマスガ、全部戶籍事務ニ關スル抗告ト同様ノ
規定ニナツテ居ルノデアリマス、ツレカラ供託局ハ
ドウ云フ組織ニスルカト申シマス、是ハ各區裁
判所、地方裁判所内ニ置クコトニナツテ居リマス、
サウシテ地方裁判所ヲ以テ本局トシテ、區裁判所
ノハ出張所ト云フ名ニスルノデアリマス、其供託
局長ノ一部ハ高等官トスルト云フ關係ガアリマス
カラ、司法行政ノ監督ト致シマシテハ地方裁判所
長ガ之ヲ監督スル、裁判所構成法ニ於キマシテハ
司法行政ノ監督ノ單位ハ地方裁判所長デアリマス
カラ、地方裁判所長ガ之ヲ監督シ、更ニ控訴院長、
司法大臣ガ監督スルト云フコトニナリマス、大體
ノ趣旨ハツレダケデアリマス、尙ホ御質問ガアレ

○岩崎幸治郎君 今御説明ノアツタヤウニ、大體ニ
於テ會計法改正ノ結果當然ノコト、思ヒマスガ、
一寸御尋致シテ置キタイノハ、第一條ノ三ニ「利害
關係人ハ供託官吏ノ處分ニ對シ供託局ノ所在地ヲ
管轄スル地方裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得」トアリ
マス、此抗告ノ期間等ハ別ニ定メマセヌカ
○山内政府委員 是ハ即時抗告ヲセズシテ、矢張
戶籍吏ノ處分ナドノ如ク期間ノ定メハナイコトニ
ナリマス、隨テ處分ヲ確定セシムルト云フ心要ハ
ナイコトニナリマス
○岩崎幸治郎君 サウスルト再抗告ニ就テモ矢張
期間ハ要ラナイノデスナ
○山内政府委員 再抗告ニ就テモ矢張民法ト同様
普通ノ抗告ニナルノデアリマス
○岩崎幸治郎君 從來供託ノ方法ニ就テハ、物品
ノ供託ト云フコトニ就テハ餘リ多ク行ハレナイ、
今日迄之ヲ爲ス場合ニ於テハ當事者ハ非常ニ困ッテ
居ルノデス、サウ云フコトニ就テ、此法律改正ノ結
果トシテ何カ具體的ノ案ガアリマセウカ、如何デ
スカ
○山内政府委員 此供託ノ實際ノ手續等ノコト
ハ、從前ハ極メテバツト致シテ居ッタノデアリマス、
殊ニ物品供託ニ就キマシテハ、高價品ノ供託ヲス
ル場所モナイト云フコトニモナツテ居リマシタカ
ラ、此法律ノ中デハ高價品ノ供託ハ銀行ニヤラセ
ルト云フ一箇條ヲ附加ヘテ置キマシタ、尙ホ其供
託ノ手續ノ缺點アルモノハ、日本銀行等ニ就テ調査
ヲシテ居リマス、ツコデ供託ニ關スル細則ヲ司法
省デ作リマシテ係員ニ於テ迷フコトナカラシメン
ト計畫シテ居ルノデアリマス、此結果ト致シマシ
テハ、先ツ供託局ノ官制ト供託ノ細則トヲ作ッテ明
確ニ致シタイト云フ考ヲ持ツテ居リマス
○岩崎幸治郎君 サウスルト供託倉庫ト云フヤウ
ナモノヲ造ツテ、供託物ノ供託ヲ受ケルト云フコト
ニ漸次爲サルノデアリマスカ

○山内政府委員 此法律案デハ從前銀行ガ取扱ツテ居リマシタ 供託事務、即チ金錢ト有價證券ノ供託事務ヲ供託局デ取扱フノデアリマシテ、其他ノ物品ナリ高價品等ノ供託ハ現行法通りニ倉庫業者ヲ司法大臣ガ指定シテ、之ニヤラセルノデ、其點ハ今度ノ改正ハ致シテ居リマセヌ、唯タ倉庫業者ノ如キハ高價品ノ供託ガ出來ナイカラ、矢張大藏大臣ヲシテ指定ス銀行ヲシテ供託セシムルト云フコトニナツテ居リマス、供託局即チ裁判所ノ取扱ヒマスモノハ金錢及有價證券ノ供託ダケデアリマス

○岩崎幸治郎君 ツレカラ第八條第一項ニ「供託物ノ還付ヲ請求スル者ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ其權利ヲ證明スルコトヲ要ス」トアリマスガ、此司法大臣ノ定ムル所ト云フコトニ就テハ、何カ腹案デモ出來テ居リマセウカ

○山内政府委員 是ハ餘程前ニ其事ヲ評議致シマシテ詳細ナ事ハ記憶致シマセヌガ、要スルニ證明方法ヲ或ハ供託證書ヲ持ツトカ、或ハ裁判所ノ拂渡證書ヲ持ツトカ云フコトガ必要デアルガ、尙ホ供託證書ノ紛失ノ場合ニ、或ハ適當ノ證明方法ヲ定メルトカ云フヤウナコトガ、必ず必要デアラウト思ヒマス、併ナガラマダ細カナ證明方法ノ案ヲ持ッテ居ラナイノデアリマス

○岩崎幸治郎君 現在ニ於テ日本銀行ナドデハ、公民權ヲ有シテ居ル二名ノ人ヲ保證人ニ立テルト云フ方法ニ依ツテヤツテ居ルノデアリマスガ、此法律ガ通過スルコトニナリマスルト、司法大臣ハ詰リ法律ヲ委任スルコトニナリマスシ、此方法ガ煩雜ニナツテ來ルト云フト、非常ニ困ルヤウナ事ガアルト思ヒマス、紛擾ガ後ニ起ルヤウナ事ハ宜シクアリマセヌガ、成ベク簡單明瞭ナ手續ヲ爲スヤウニ御定メニナルコトヲ希望致シマス、併シ若シ實際出來テ居ルトスルナラバ、參考ノ爲メニ御聽カセテ願ヒタイト思ヒマス、只今デナクテモ宜シイガ、大體ノ御意見サヘ承レバ宜イノデアリマス

○山内政府委員 此證明方法ノ問題デアリマスガ、是ハ餘程議論ガ出マシタ、其議論ノ重要ナル點ヲ申上ゲマス、先ヅ通常銀行デ預金ト云フヤウナ

コトノ關係ニ於キマシテ、銀行デ定メタ適當ノ手續ヲ經テ預金ヲ拂戻シタ時ニ、或ハ他人ガ不正行爲ニ依ツテ受ケタト云フ場合ニモ、銀行ハ其責任ヲセズト云フヤウナ事ハ預金契約ノ際ニ、定メルト云フコトガ多イデアリマス、デ供託ノ問題モ斯ウ云フコトヲスルガ善イカ惡イカ供託局ノ責任モ矢張法律ニ依ル命令デアアル、是デ以テ其責任ヲ輕減スル必要ガアリハシマイカト云フ、ツレハ以テノ外デアアル、供託局ノ責任ハ極ク嚴重ニシナケレバナラヌ、故ニ第三者ノ人ノ供託證書ヲ盜シテ來タト云フ場合ニハ、供託局ハ二重拂ヲシテモ責任ヲ負ハナケレバナラヌト云フコトデアッテ、根本ニ於テ餘程攻究ヲ要スル所ガアルト私ハ考ヘテ居リマス、ツレデ其議論ニ基キマシテ、色々ノ案ヲ討論シマシタケレドモ、之ヲ條文ニスルコトハ控ヘタノデアリマス、ツレデ新タニ案ヲ立テ、御見セスルコトニナラネバ分ラヌ、併シ今日迄成案ヲ得タト云フコトニハナツテ居ナイシ、急ニ是ガ案ヲ作ルコトモ餘程參事官ノ仲間デモ議論ガアリマシテ、一寸出來兼ネルノデアリマス、此點ヲ御了承置キヲ願ヒマス

○岩崎幸治郎君 強テ求メル譯デハアリマセヌガ、其案ガ區々ニナツテ居ツテモ宜シイカラ、若シサウ云フモノガ見セテ貰ヘルナラバ結構デアルト存ジマス、必スシモ是ハ成案ト云フモノデナクテモ宜イカラ、參考ノ爲メニ御見セガ願ヘレバ結構ト思ヒマス

○鈴木政府委員 其點ニ就キマシテ、只今山内政府委員カラモ申上ゲマシタ通り議論ガアリマシテ、案トシテハ別ニ紙ニ現ハレタモノハナイノデアリマシテ、唯タ色々ト議論ヲ闘ハシタダケノコトデ、紙ニ書イテ一案、二案ト云フ風ニ出來テ居ルモノガアリマスレバ、御參考ノ爲メニ御目ニ掛ケテ宜シイガ、唯タ斯ウ云フ問題ハドウカ、アア云フ問題ハドウカト云フ問題ダケヲ提ゲテ討論ヲシタニ止マルノデアリマスカラ、是カラ紙ニ書イテ一々一案、二案、三案ト云フモノヲ作ルト云フコトハ、至急ノ間ニハ合フマイト思ヒマス、唯タ其點ハ今日迄色々

議論ガアリマスカラ、出來得ル限リ人民ノ便利ト云フコトヲ主眼トシテ、サウシテ權利者ニ損害ヲ掛ケナイヤウニシテ、サウシテ法理ニ悖ラザルヤウナ趣意デ以テ案ヲ立テタイ、此點ダケハ今日申上ゲテ置イテモ宜シイガ、如何ナル方法ニ依ルカト云フ具體的ノ問題トシテハ、只今茲ニ一案、二案、三案ト云フヤウナモノハ出來テ居リマセヌカラ、左様御承知置キヲ願ヒマス

○山内政府委員 尙ホ特ニ一點附加ヘテ置キマス、大體此事ハ供託證書、供託局拂出證書、此二ツヲ持ッテ來レバ拂渡スコトガ根本論デアアル、併ナガラ爰ニ紛失シタ所ノ供託證書ト云フモノガ出來ルノデアアル、ダカラ其場合ニ就テハ餘程考ヘナケレバナラヌノデアアルカラ、案ハマダ出來ナイコトニナツテ居リマス

○岩崎幸治郎君 分リマシタ、モウ今日ハ他ニ質問等モナイヤウデアリマスカラ、是デ散會ヲ願ッテ次回ニ御決メヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(西村正則君) ドウ致シマスカ、此次ハ何時ニシタナラバ宜イデセウカ

(「本會議ガアレバ午前中ニ願ヒタイ」ト呼フ者アリ)

○委員長(西村正則君) ツレデハサウ云フコトニ、明日午前十時——ツレデハ今日ハ是デ散會致シマス

午後二時五十一分散會